

平成30年度における公立大学法人前橋工科大学の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

平成30年4月 1日

公立大学法人前橋工科大学

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、平成30年度における公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定する。

1 基本的な考え方

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進を図るため、調達方針に基づいて物品等の調達を行うこととし、その実績について公表するものとする。

2 調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的を達成するため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

3 調達のために必要な措置

- (1) 物品等の調達担当者は、法人の予算、実情等を考慮し、別表を参考に物品等の調達を行うように努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達を行うに当たっては、その仕様を明確にし、障害者就労施設等の特性に配慮した納期の設定を行うなどの配慮に努めるものとする。
- (3) 法人は、障害者就労施設等からの調達を推進するために必要な規程等の整備に努めるものとする。

4 調達実績の公表

法人は、年度終了後に障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ速やかに法人ホームページにより公表する。

別 表

	品目	具体例
物品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍等
	② 食料品・飲料	パン、弁当おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー、茶、米、野菜、果物等
	③ 小物雑貨	衣服、身の回り品、装身具、食器類、絵画、彫刻、木工品、金工品、刺繍品、陶磁器、ガラス製品、おもちゃ、人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗等
	④ その他の物品	机、テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書、冊子、名刺、封筒等の印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ等
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理等
	④ 情報処理、テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし等
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店等
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別等